

# “60代にまだまだ頑張ってもらわないと必要はありませんか？” 失敗しない！**嘱託**社員の処遇の決め方 同一労働同一賃金に対応した給与の見直し方

2021年4月に改正高年齢者雇用安定法が施行され、企業にはこれまでの65歳までの雇用義務に加え、65歳から70歳までの就業機会の確保が努力義務として求められている。新型コロナ禍にあっても、少子高齢化の進展による労働力不足は年々深刻化しており、熟練者の技術や知識の継承など人材に関する事、同一労働同一賃金への対応など企業が抱える問題は山積みしている。特に、中小企業は人材活用が最優先。60代に頑張ってもらわないとやっていけない会社も多いのでは？

そこで、まだまだ嘱託社員に「バリバリ」頑張ってもらいたく必要がある会社に向けた提案です。処遇により区分して、できる人にはもっとやる気が出るように切り替えませんか？本セミナーでは、法令や判例を踏まえたうえで、嘱託社員のやる気を引き出す処遇の見直し方法をわかりやすく解説します。



日時

2022年1月20日(木) 講師  
14:00~16:30

社会保険労務士法人キラリス/キラリス式賃金研究所  
社会保険労務士 砂山 真  
/賃金コンサルタント

会場

神戸国際会館8階 804号室  
(神戸市中央区御幸通8-1-6)

■略歴/企業の人事総務部門で採用・教育・研修業務に従事。元キャリアコンサルタント資格を持ち、若年者の就職支援アドバイザーとして活躍した経歴もある。現在は社会保険労務士法人キラリスで、人事労務担当として顧問先の支援にあたり。「ズバリ！賃金診断」を活用した賃金コンサルタントとしても精力的に活動中。公式YouTubeチャンネル「キラリスTV」による情報発信、商工会議所や経営者協会等で多数の講演実績がある。

## セミナー内容

### 1. 高年齢者を取り巻く環境

- 企業にとって高年齢者就業促進が必要な理由
- 高年齢者雇用安定法の改正と企業の対応状況
- 高年齢雇用継続給付は支給率引き下げ！
- 年金支給開始年齢の引き上げ！

### 2. 65歳定年延長制をめぐる企業の動向

- 定年延長にあたっての課題
- 定年延長を行わない理由

### 3. 同一労働同一賃金が定年再雇用者に与えた影響

- 法令と最高裁判例の解説
- 定年再雇用者の賃金に関する各種の数字

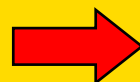
### 4. 嘱託社員のやる気を引き出す処遇の見直し方

～60歳前半の嘱託社員には25万円を払おう！～

- 定年後の賃金相場の課題
- 嘱託社員を戦力化する3つのアプローチ
- 定年後の賃金水準の考え方
- 予想される高年齢者雇用を取り巻く環境

※ 記載の内容は、都合により変更となる場合があります。

お申込みは裏面より



# 参加申込書 (FAX :078-367-5234)



このまま FAXでお申し込み下さい。 社会保険労務士法人キラリス 行

2022年 **1月20日** (木) 14:00~16:30

## 受講料

●一般・・・12,000円

(税込) / 1名様  
※受講料は下記の口座へ事前にお振り込み下さい。

●社労士法人キラリス  
顧問先企業・・・・・・・・無

神戸信用金庫 本店営業部(001)  
普通 0718476  
口座名義 社会保険労務士法人キラリス

## 【会場のご案内】

神戸国際会館  
神戸市中央区御幸通8-1-6  
(JR、各線三宮駅から徒歩3分)



- 受講料が発生するお客様は、お振り込みをもちまして受付完了となります。
- お振込み手数料につきましては、お客様のご負担にてお願いします。
- 開催日1週間前を目途に「受講票」を郵送致します。
- ご入金後のキャンセルの場合、返金はいたしかねますので、ご了承ください。

下記項目をご記入のうえ、FAXにてお送りください。

会社名	(フリガナ)	セミナー申込書入手方法について	
		ダイレクトメール ・セミナー会場 その他 ( )	
住所	(フリガナ)		
	〒		
TEL		FAX	
受講者名		所属・役職名	E-Mail
(フリガナ)			
(フリガナ)			
(フリガナ)			

## お問い合わせ先

社会保険労務士法人 キラリス / キラリス式賃金研究所

神戸市中央区北長狭通5-1-21 福建会館ビル3F  
TEL: 078-367-5233 FAX: 078-367-5234

※ お申し込みはホームページからも可能です。 ⇒ <https://kiraris.or.jp> をご覧ください。